

資料編



- 1 策定の経緯
- 2 環境審議会・委員名簿
- 3 諮問・答申
- 4 三島市環境基本条例・三島市環境方針
- 5 三島市の概況
- 6 意識調査の結果
- 7 参考資料
- 8 用語解説

1 | 策定の経緯



2020（令和2）年度		
11月 16日	令和2年度第1回環境審議会	・基本的事項・策定方針の検討
11月 25日	第3次三島市環境基本計画に関する意識調査	・対象 市民 1,500人（回答率40.1%） 事業所 300社（回答率46.6%） （11月25日～12月15日）
12月 2日	関連団体ヒアリング	・対象 環境関連15団体 ・環境の課題・環境像・取組の検討 （12月2日～2月10日）
1月 27日	市民ワークショップ （書面開催）	・環境の課題・環境像・取組の検討 （1月27日～2月3日）
3月 26日	令和2年度第2回環境審議会	・市民の意見等調査報告 ・現状と課題の検討 ・環境像の検討 ・骨子案の検討
2021（令和3）年度		
7月 29日	令和3年度第1回環境審議会	・環境審議会への諮問 ・環境像の検討 ・取組・指標・重点取組の検討
11月 18日	令和3年度第2回環境審議会	・環境像の検討 ・地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の検討 ・気候変動適応計画の検討 ・生物多様性地域戦略の検討
1月 14日	令和3年度第3回環境審議会	・環境像の検討 ・計画推進システムの検討 ・計画案の検討
1月 22日	パブリックコメント （1月22日～2月21日）	・第3次三島市環境基本計画（案）について
3月 1日	令和3年度第4回環境審議会	・パブリックコメント結果報告 ・答申案の検討
3月 8日	三島市環境審議会から答申	・答申文 ・三島市環境基本計画案
3月		・第3次三島市環境基本計画策定

2 | 環境審議会・委員名簿



氏名（敬称略）	所属等	備考
水谷 洋一	静岡大学地域創造学環教授	会長
小川 直人	日本大学国際関係学部教授	副会長
辻川 比呂斗	順天堂大学保健看護学部准教授	
平井 一之	静岡県環境資源協会専務理事	
山下 聖秋	三島市環境美化推進員会会長	
内田 新一	三島市自治会連合会副会長	
廣瀬 和正	三島函南農業協同組合代表理事専務	
渡邊 俊一	三島商工会議所環境委員会委員長	
大西 浩二	三島地区環境保全推進協議会	
飯田 由利子	三島市消費者連絡協議会副会長	
大村 洋子	三島ゆうすい会会長	
篠原 誠	三島市子ども会連合会会長	
林 辰雄	三島市ストップ温暖化推進協議会会長	
加々見 勝八郎	ガーデンシティみしま推進会幹事	
松田 吉行	三島青年会議所理事長	
清 真人	静岡県くらし・環境部環境局環境政策課長	
飯田 喜一	エコリーダー（市民環境大学修了生）	
山本 達雄	エコリーダー（市民環境大学修了生）	

3 | 諮問・答申



(1) 諮問文

三環政第94号
令和3年7月29日

三島市環境審議会
会長 水谷 洋一 様

三島市長 豊岡 武士

第3次三島市環境基本計画について（諮問）

三島市環境基本条例第7条の規定に基づく、第3次三島市環境基本計画の計画期間が令和3年度で満了することから、同条第3項の規定に基づき、第3次三島市環境基本計画の策定について貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申文

三環審第1号
令和4年3月8日

三島市長 豊岡 武士 様

三島市環境審議会
会長 水谷 洋一

第3次三島市環境基本計画について（答申）

令和3年7月29日付、三環政第79号にて諮問のあった第3次三島市環境基本計画について、下記意見を付して別冊のとおり答申します。

記

- 1 望ましい環境像として掲げる「未来へつなぐ 自然豊かな 快適環境のまち 三島」の実現を目指し、市民・事業者・行政が互いに連携し、「協働・共創」の取組を推進していくこと。
- 2 本計画に関する内容を広く周知啓発するとともに、市民・事業者・行政に求められる取組についてわかりやすく発信し、ライフスタイルや事業・経済活動における行動変容を促すこと。
- 3 2050年脱炭素社会の実現を目指し、地方自治体としての責務を果たすべく、カーボンニュートラルシティ表明を行い、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）に示す取組について着実に推進すること。
- 4 地球温暖化に伴う気候変動による気象災害の激甚化や、生物多様性にかかる生態系からの恵みの低下などに対処するため、持続可能な社会を目指し、「三島市気候変動適応計画」及び「三島市生物多様性地域戦略」を策定することから、市民事業者に対し、レジリエンスや自然共生社会への意識向上を推進すること。

4 | 三島市環境基本条例・三島市環境方針



(1) 三島市環境基本条例

(平成12年11月30日 条例第31号)

目次

前文

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 基本的施策(第7条-第9条)

第3章 重点的に推進すべき施策(第10条-第15条)

第4章 効果的な推進のための施策(第16条-第24条)

第5章 環境審議会(第25条)

附則

私たちのまち三島市は、富士箱根伊豆国立公園に囲まれ、全国に誇り得る富士山のゆう水や箱根山西麓の豊かな緑に代表される恵まれた自然と古い歴史に培われた文化にはぐくまれ、先人の努力により、今日の豊かな社会を築いてきた。

特に、市街地からわき出す水の清れつな流れと四季折々に咲き誇る花や緑が調和した空間は、人々に潤いと安らぎを与える郷土の大切な財産となっている。

しかし、生活の利便性や物質的な豊かさを求めてきた現代社会は、一方で大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを生み出し、自然の復元力を超えるような環境への負荷を与えることとなり、地域の環境はもとより、地球環境にまで取り返しのつかない影響を及ぼすおそれを生じさせている。

今こそ、私たちは、郷土の良好な環境を現在と将来の世代の市民が享受できるよう、すべての生命の生存基盤である地球環境の保全を普遍的な課題と認識し、今ある環境を損なうことなく、自然と共生を図りながら持続的に発展が可能な資源循環型社会の実現に寄与すべきときである。

ここに私たちは、先人から引き継がれた水と緑に象徴されるかけがえのないこの環境を守り育て、次の世代へ引き継いでいくことを責務とし、市、事業者と市民が丸一となって、地球的視野に立った環境の保全と創造に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2)地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3)公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水

質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好な環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生の確保を旨とし、水と緑に象徴される自然環境に恵まれた本市の地域特性に生かすことにより行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を旨とし、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域における事業活動及び日常生活が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの認識の下に、地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、その事業の実施に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、あらゆる施策を通じて、環境への負荷の低減の重要性について、事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

3 市は、環境の保全及び創造を図る上で、事業者及び市民の果たす役割の重要性にかんがみ、事業者及び市民が環境の保全及び創造のために行う活動を支援し、及びこれに協力するよう努めなければならない。

4 市は、環境の保全及び創造のために広域的な取組を必要とする施策について、国、他の地方公共団体等に協力を求め、又はこれらからの協力の求めに応じ、その推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水等の処理その他の公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる措置を積極的に講ずるよう努めなければならない。

(1)事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより生ずることとなる環境への負荷を低減し、当該事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合においては、その適正な処理が図られるようにすること。

(2)事業活動に係る廃棄物の減量、水資源及びエネルギー

の有効利用、再生資源の原材料への使用等当該事業活動に伴う環境への負荷を低減すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念の通り、自らも地域の一員であるとの認識の下に、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念の通り、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等日常生活に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

2 市民は、基本理念の通り、生活排水の浄化、地下水の保全、緑化の推進等自然環境の適正な保全に積極的に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念の通り、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2)環境の保全及び創造のために、市、事業者及び市民のそれぞれが配慮すべき事項

(3)前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第25条に規定する三島市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

2 市は、前項に規定する整合を図るために必要な体制を整備するものとする。

(年次報告書)

第9条 市長は、各年度における本市の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 重点的に推進すべき施策

(健康の保護及び生活環境の保全)

第10条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、その適正かつ迅速な処理に努めるものとする。

(自然環境の保全等)

第11条 市は、水辺地、森林、農地等における多様な自然環境の適正な保全に努めるとともに、生物の多様性の確

保に配慮するものとする。

(快適な環境の創造等)

第12条 市は、潤いと安らぎのある環境の創出、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保存及び活用等を図ることにより、水や緑に象徴される本市の地域特性を生かした快適な環境を創造するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保するよう努めるものとする。

(環境への負荷の少ない社会の実現)

第13条 市は、環境への負荷の少ない社会の実現に資するため、事業者及び市民による資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の少ない社会の実現に資するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等を図るとともに、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用に努めるものとする。

(地球環境の保全)

第14条 市は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進を図るとともに、環境の保全及び創造に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の振興)

第15条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造に関する理解を深め、これらに関する活動を自発的に行う意欲を増進させるため、環境に関する知識の普及、人材の育成及び活用、生涯学習の機会の拡充等環境教育の充実及び環境学習の振興を図るとともに、環境教育及び環境学習が、学校、家庭、地域、職場等において、有機的な連携を保ちつつ推進されるよう努めるものとする。

第4章 効果的な推進のための施策

(環境影響評価の推進)

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、当該事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の規定は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を市が実施する場合について、準用する。

(規制の措置)

第17条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議の上、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第18条 市は、事業者及び市民が自ら行う環境への負荷の低減を図るための活動等を助長するために特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、事業者又は市民に適正かつ公平な経済的負担を課すことによりこれらの者が自ら環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するための措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、そのための措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第19条 市は、下水道、一般廃棄物の処理施設その他の

環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備その他の環境への負荷の低減に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備並びに森林の整備その他の自然環境の適正な整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第20条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）が自発的に行う地下水の保全、緑化の推進、再生資源の回収その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第21条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を市民等に適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の施策への反映)

第22条 市は、市民等の意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資するため、調査及び研究の実施並びに情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第24条 市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第5章 環境審議会

(審議会)

第25条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項について調査審議するため、三島市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員で組織する。

(1)学識経験者

(2)市内の各種団体等を代表する者

(3)市民

(4)関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(三島市環境審議会条例の廃止)

2 三島市環境審議会条例（平成11年三島市条例第8号）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の三島市環境審議会条例（以下「旧審議会条例」という。）第1条の規定により置かれた三島市環境審議会は、第25条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧審議会条例第3条第2項の規定により委嘱されている三島市環境審議会の委員は、第25条第3項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成13年7月21日までとする。

5 この条例の施行の際現に旧審議会条例第5条第1項の規定により定められている三島市環境審議会の会長又は副会長は、それぞれ、第25条第5項の規定により定められた会長又は副会長は、それぞれ、第25条第5項の規定により定められた会長又は副会長とみなす。

(2) 三島市環境方針

三島市は、かけがえのない地球環境や多様な生命が育まれる自然環境を次世代に引き継ぐとともに、品格があり花と緑があふれるガーデンシティと人々が健やかで幸せに暮らす活気のある健幸都市の実現を目指し、市民、NPO、ボランティア、事業者、行政の協働のもと、次に掲げる方針に基づきその保全、再生、創造に率先して取り組みます。

- 1 三島市環境基本計画に基づく環境施策を推進します。
- 2 環境に配慮した事務事業を実践します。
- 3 環境マネジメントシステムを適正に運用するとともに、継続的改善を図ります。
- 4 環境に関する法令等を順守し、環境汚染の予防に努めます。
- 5 廃棄物の削減に職員一丸となって取り組みます。

この環境方針及び環境マネジメントシステム運用の成果は、広く公表します。

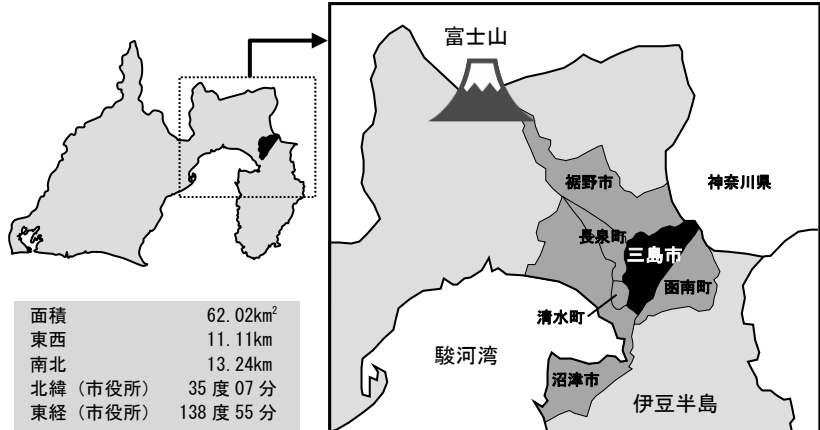
2014年6月10日
三島市長 豊岡武士

5 | 三島市の概況

(1) 地勢

本市は、静岡県東部の富士箱根伊豆国立公園への玄関口に位置し、裾野市、駿東郡長泉町、駿東郡清水町、沼津市、田方郡函南町、神奈川県足柄下郡箱根町と接しています。東は箱根連山に連なり、北は富士の高峰を仰ぎ、南は肥沃な田方平野より伊豆の温泉郷に通じ、西は遠く駿河湾を眺めています。古くは伊豆の国府が置かれ、東海道の宿場町として栄え、恵まれた自然と豊かな歴史に育まれながら、県東部の中核的な都市として発展し現在に至っています。

また、富士の清冽な地下水に恵まれ、この豊富な地下水と温暖な気候及び大都市圏への交通の利便さを背景として、近年、都市化の進行、産業活動の拡大などにより市街のインフラ整備も進み、文教、住宅、観光、商業を中心とする複合都市を形成しつつあります。

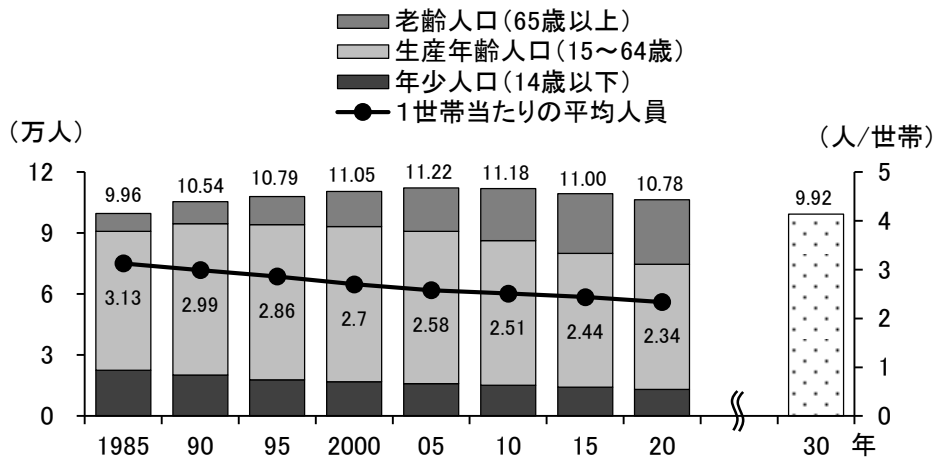


本市の概要

(2) 人口・世帯数

「令和2年国勢調査」によると、本市の総人口は107,783人、世帯数は46,106世帯、1世帯当たり平均人員は2.34人でした。国勢調査に基づく総人口は、1980（昭和55）年以降増加が続いていましたが、2005（平成17）年の112,241人をピークに減少に転じ、今後も人口減少が続くことが予測されています。「日本の地域別将来推計人口」（2018（平成30）年推計）によると、総人口は2030（令和12）年に99,244人を見込んでいます。

世帯数については、核家族化や世帯分離などが進んでいることから増加しており、1世帯当たりの平均人員は減少傾向が続くものと予測されます。



人口・世帯数の推移

注) 1985（昭和61）年～2020（令和2）年は国勢調査の実績値。

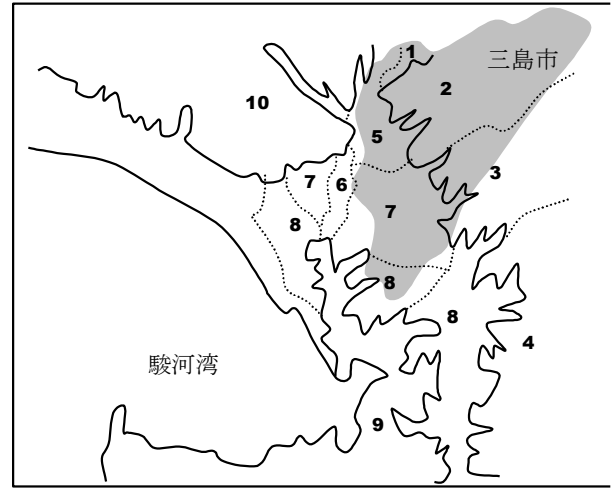
2030（令和12）年は、「日本の地域別将来推計人口」（平成30（2018）年推計、国立社会保障・人口問題研究所）。

【資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口】

(3) 地形地質

本市の地形は、箱根西麓の「箱根火山山麓地」、市北部から三島駅付近までの「三島溶岩流地」、三島駅付近から中郷温水池に至る「黄瀬川（三島）扇状地」、田方平野の「狩野川流域低地」に大きく区分されます。

市域の大部分を占める「箱根火山山麓地」は、山頂から中腹にかけて安山岩質岩石が分布し、中腹から裾野にかけてはローム・火山灰の火山碎屑物が分布しています。「三島溶岩流地」は玄武岩質岩石で構成され、「黄瀬川扇状地」は砂礫層の堆積物からなる平野です。一方、「狩野川流域低地」は主に軟弱な地層からなる三角州状の平野です。



- 1 黄瀬川支谷埋積低地
- 2 箱根火山山麓地北部
- 3 箱根火山山麓地南部
- 4 多賀火山地
- 5 三島溶岩流地
- 6 黄瀬川段丘地
- 7 黄瀬川（三島）扇状地
- 8 狩野川流域低地
- 9 静浦山地
- 10 愛鷹火山地

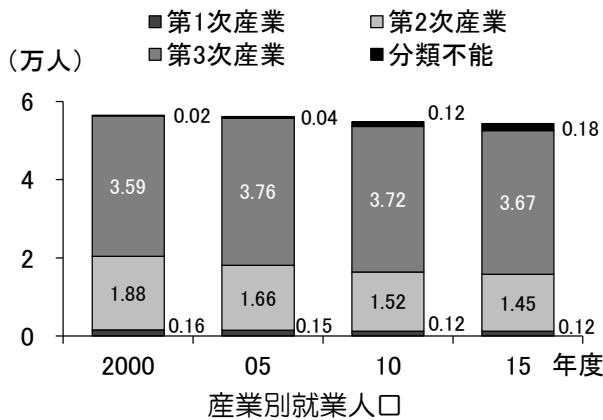
地形の状況

【資料：土地分類基本調査・地形分類図（沼津）、三島市史・増補 資料編Ⅱ】

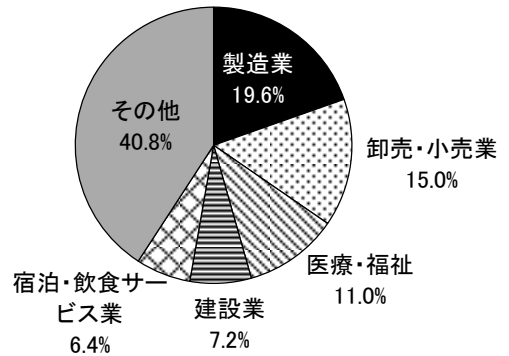
(4) 産業

2015(平成 27)年度における産業別就業人口は、第 3 次産業が 67.6%を占め、第 2 次産業が 26.8%、第 1 次産業はわずか 2.3%となっています。

産業別就業人口の内訳では、製造業（19.6%）が最も多く、次いで卸売・小売業（15.0%）、医療・福祉（11.0%）、建設業（7.2%）、宿泊・飲食サービス業（6.4%）の順となっています。



【資料：国勢調査】



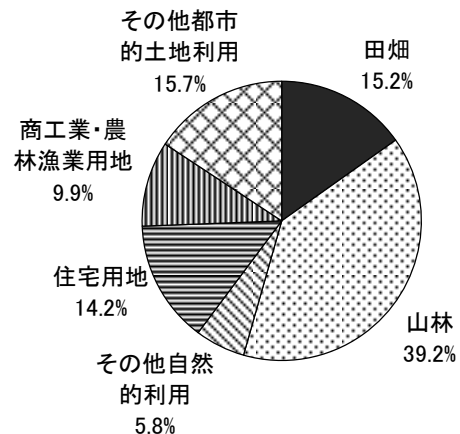
産業別就業人口の内訳（2015 年度）

【資料：国勢調査】

(5) 土地利用

2017（平成 29）年の土地利用の状況は、山林など（39.2%）が最も多く、次いで田畑（15.2%）、住宅用地（14.2%）の順となっています。

市域の3分の2は箱根西麓の農地や森林などが占め、都市的土地利用の可能な土地が限られているため、狭い平野部に多くの市民が居住しています。



土地利用の現状（2017 年）

【資料：三島の統計 2021】

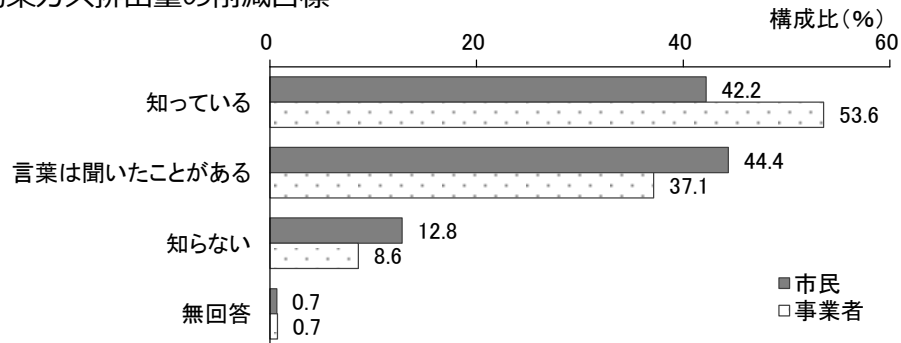
6 | 意識調査の結果



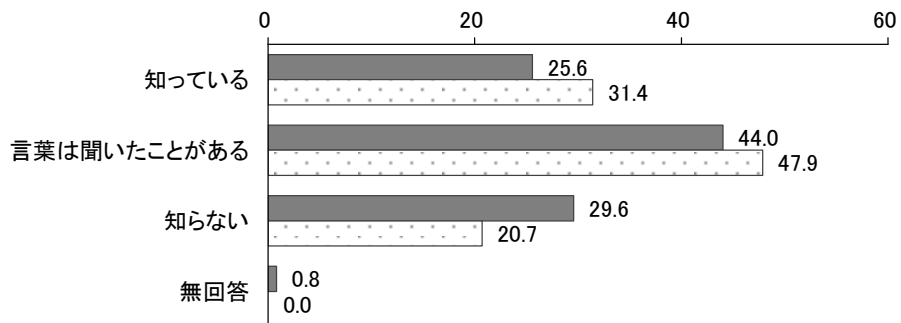
(1) 用語等の認知度【市民・事業者】

市民 1,500 人(回答率 40.1%)
事業所 300 社(回答率 46.6%)

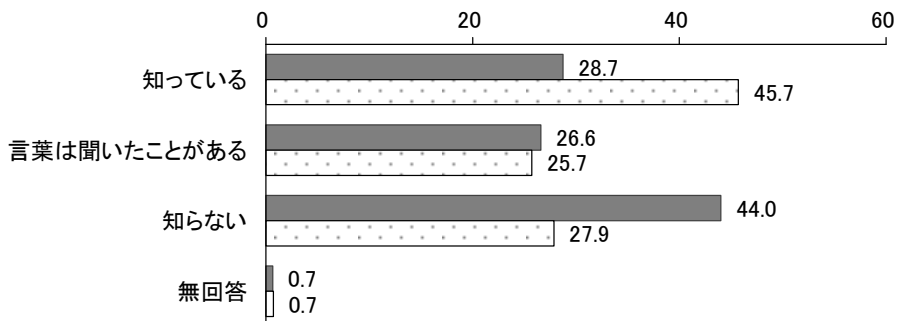
①国の温室効果ガス排出量の削減目標



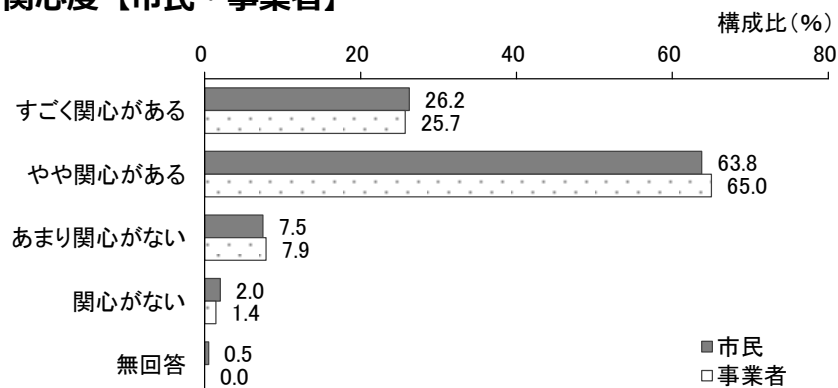
②生物多様性という用語



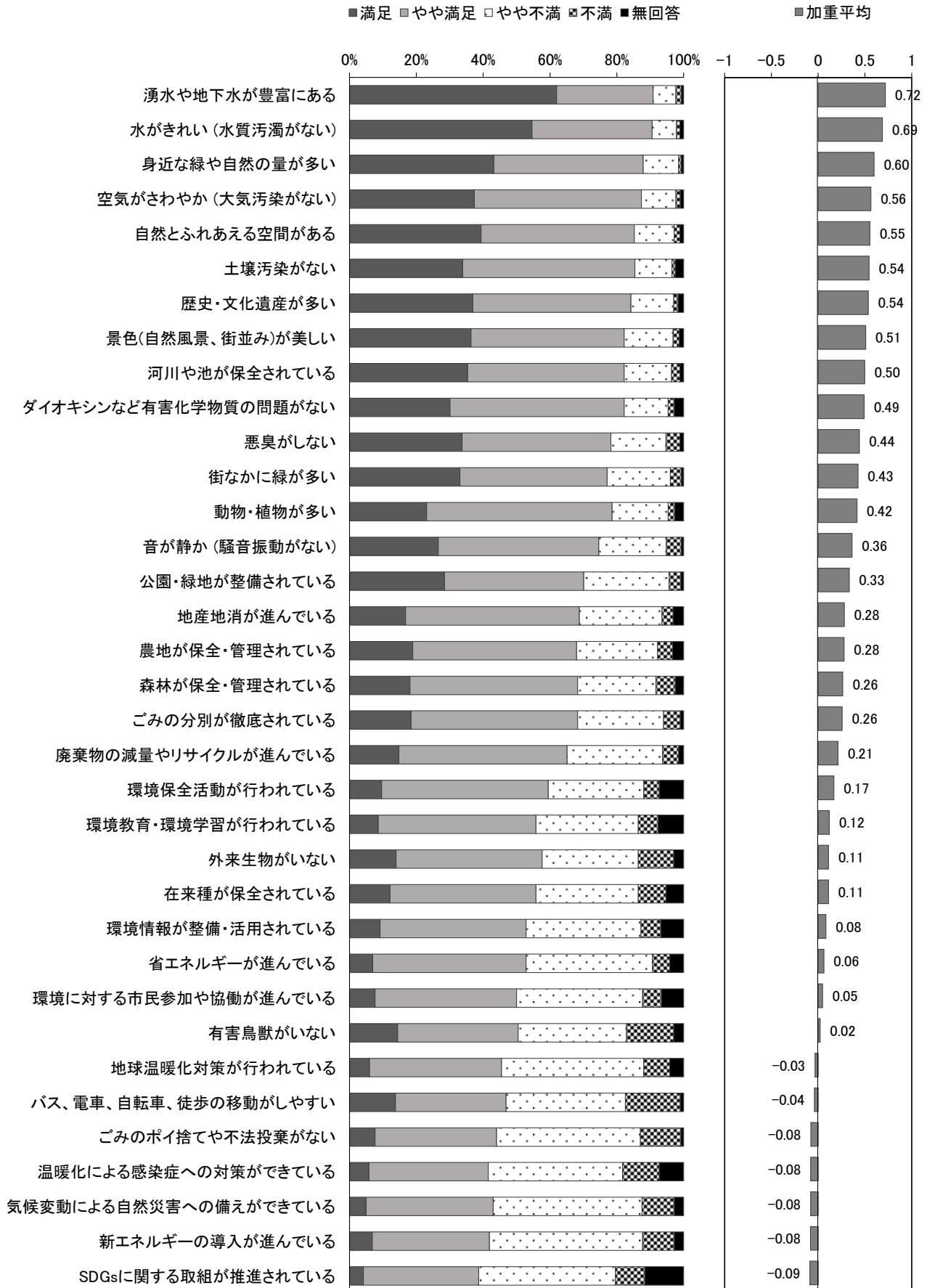
③「SDGs (持続可能な開発目標)」という用語



(2) 環境に対する関心度【市民・事業者】

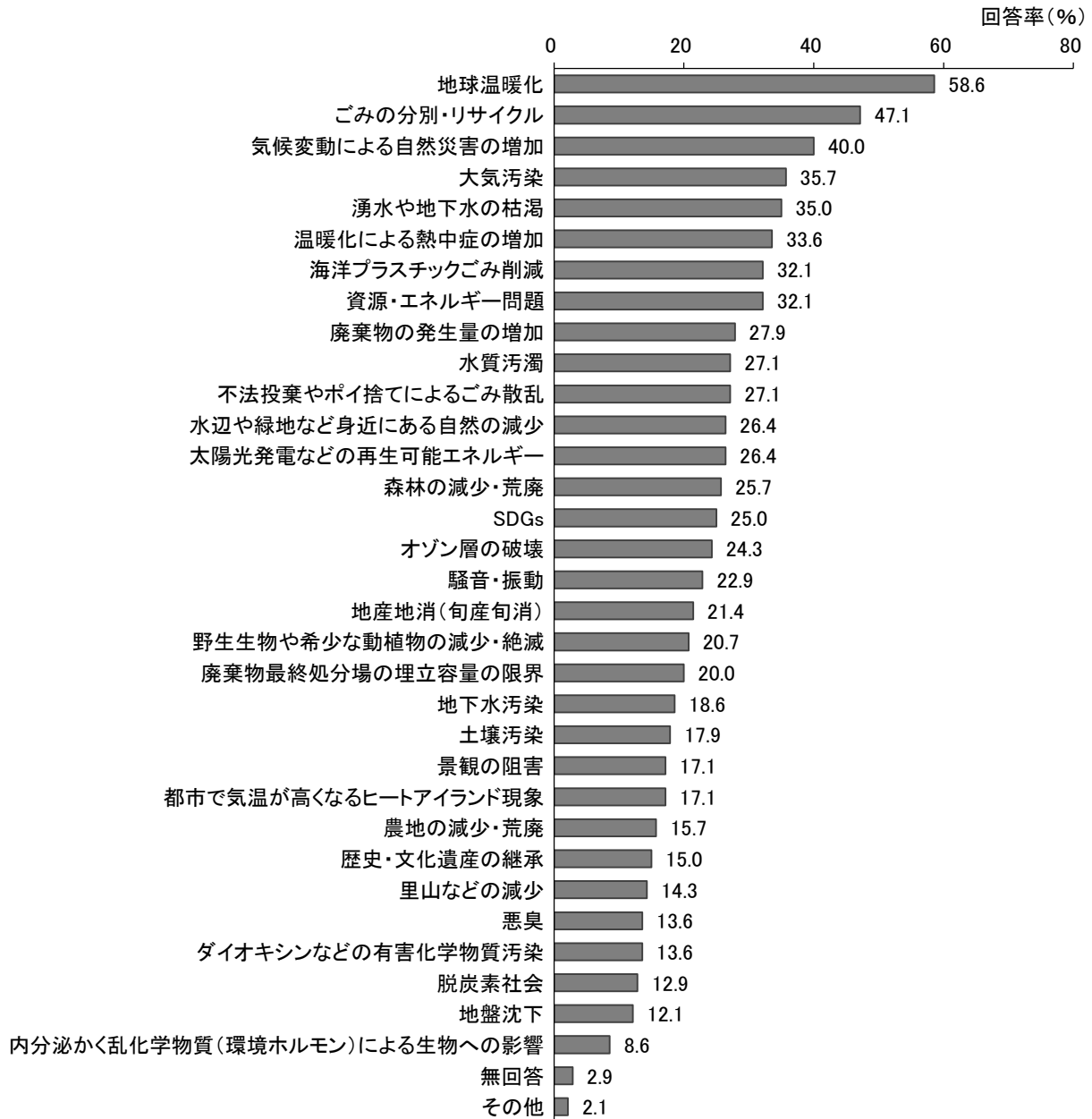


(3) 環境に対する満足度【市民】

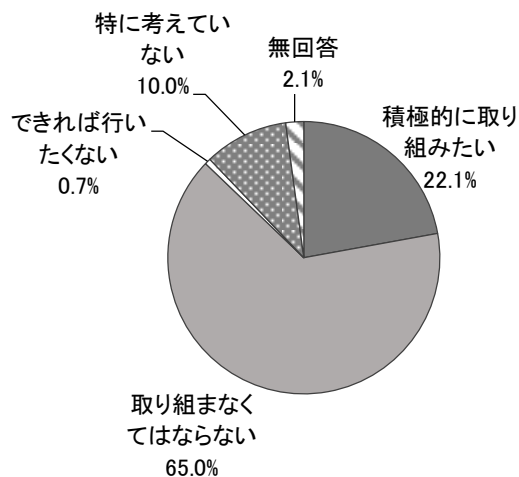


注) 加重平均(「満足」(1点)、「やや満足」(0.5点)、「やや不満」(-0.5点)、「不満」(-1点))によって満足度を算出。

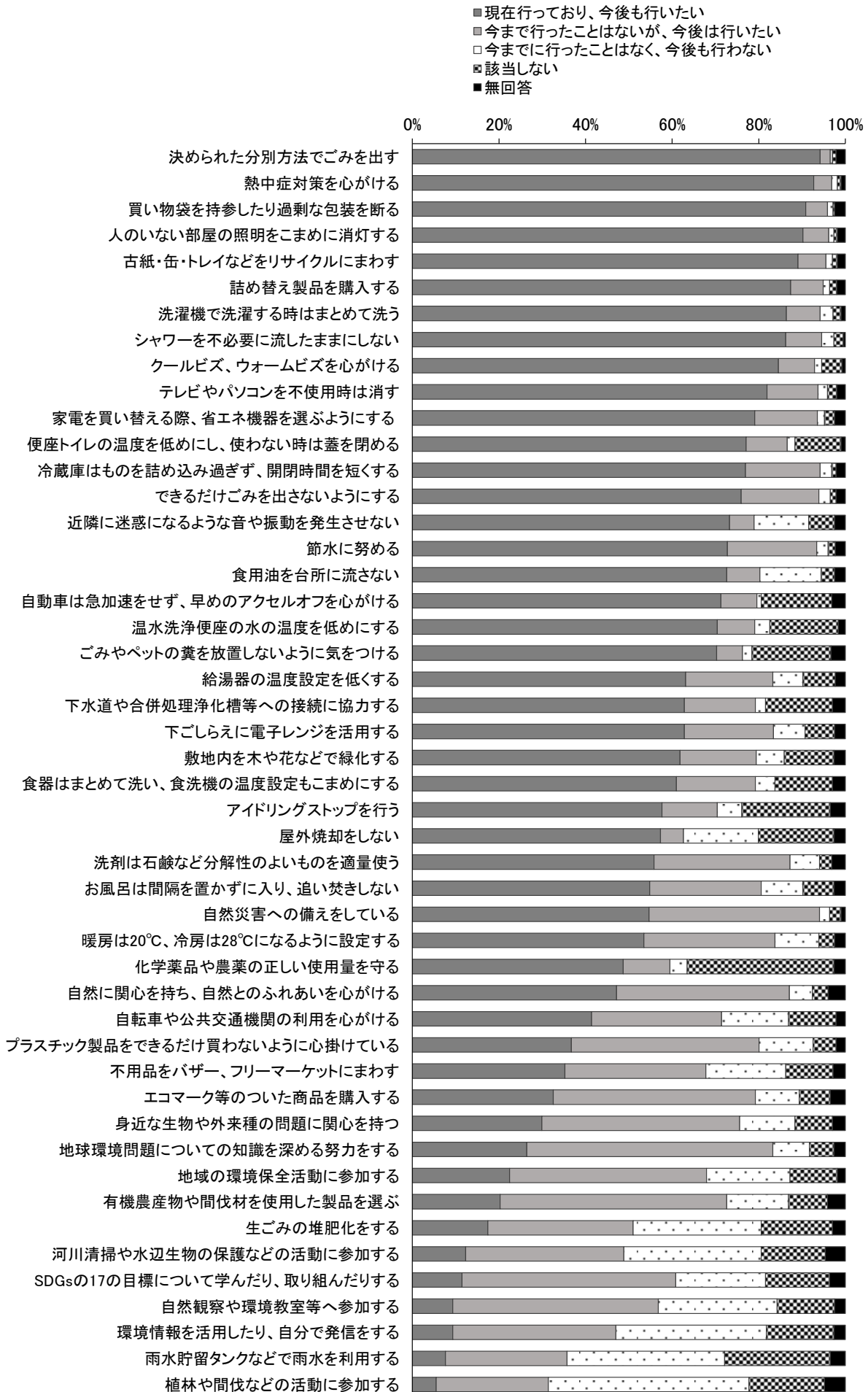
(4) 関心のある環境問題【事業者】



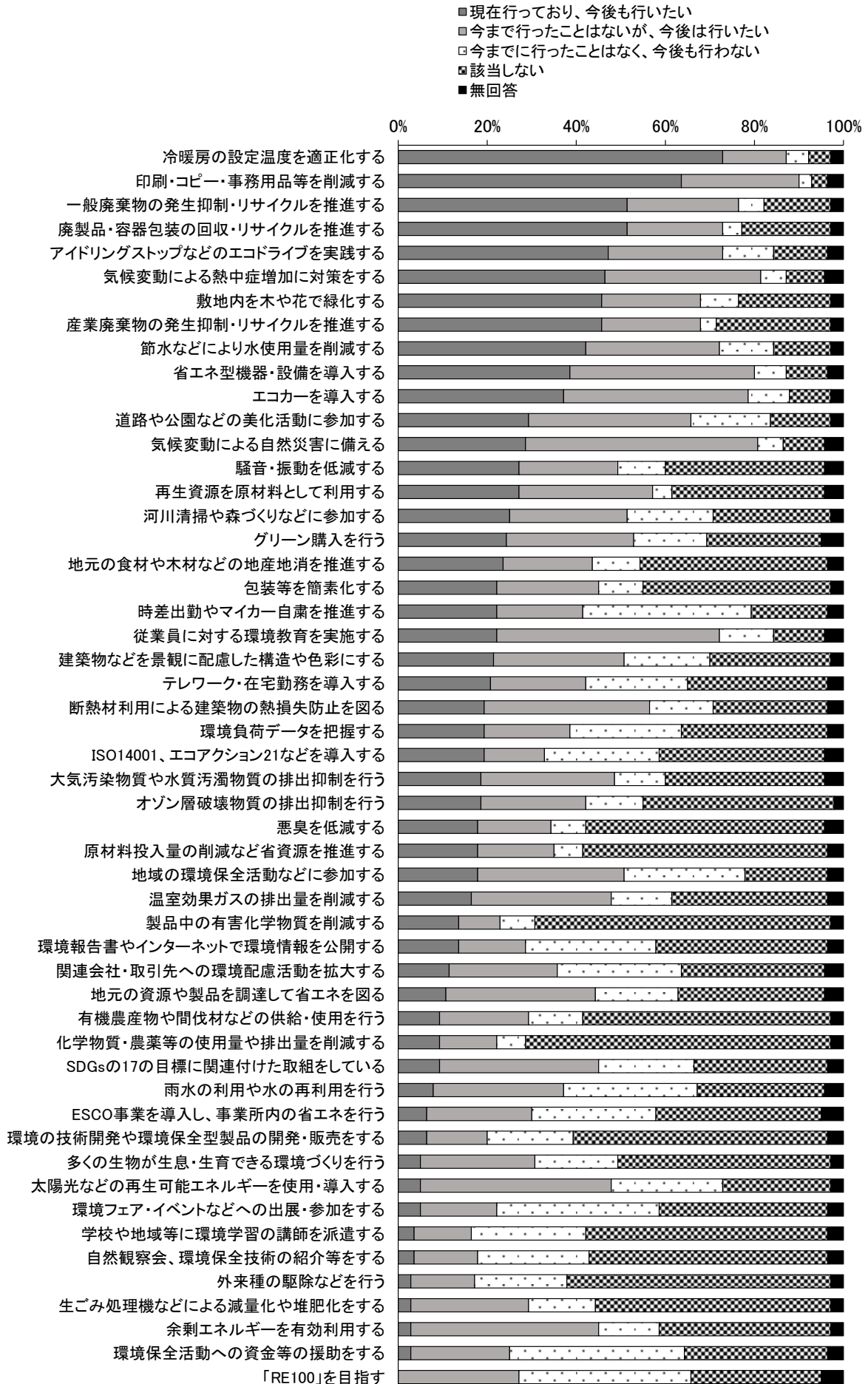
(5) 今後の環境保全への取組姿勢【事業者】



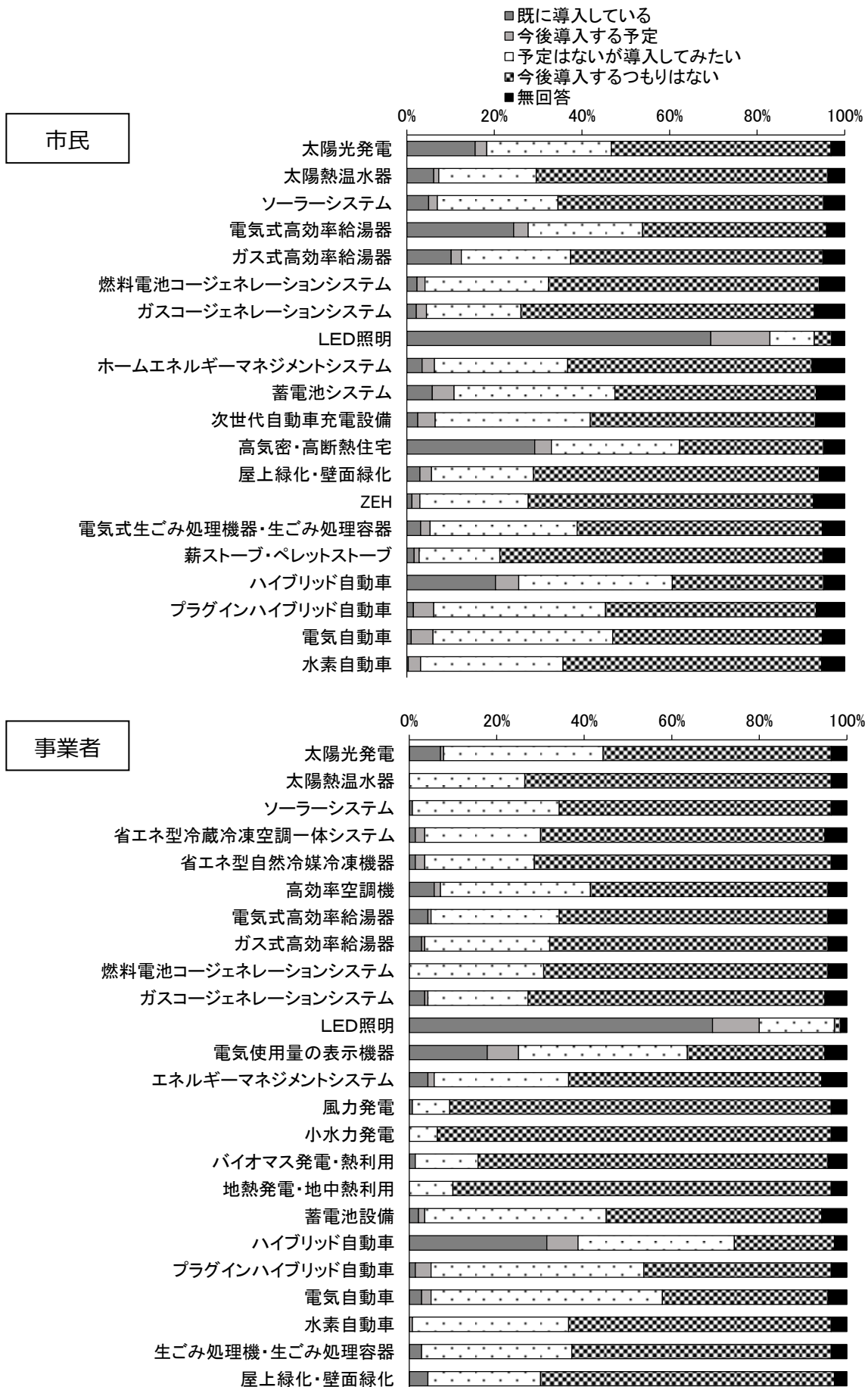
(6) 取組状況【市民】



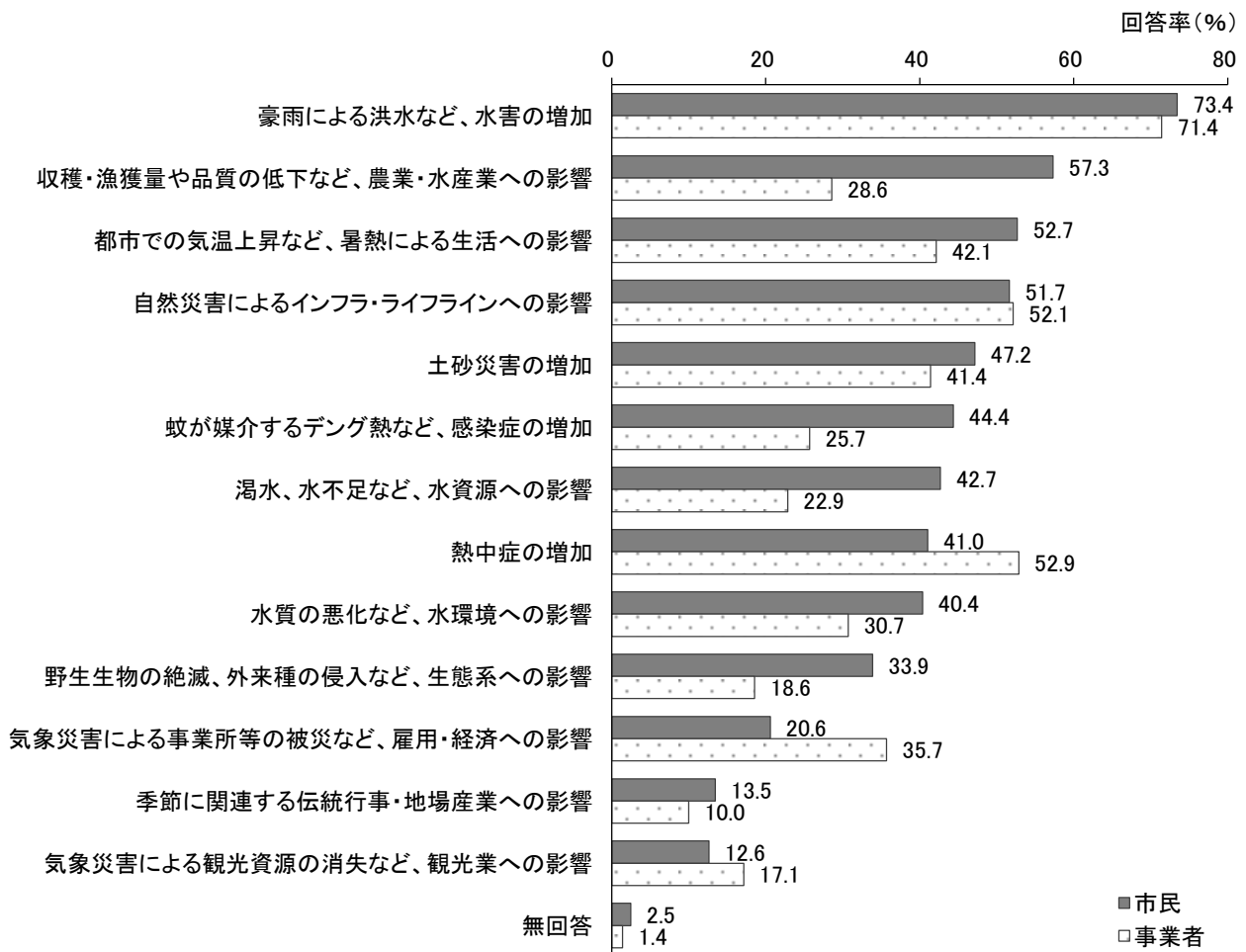
(7) 取組状況【事業者】



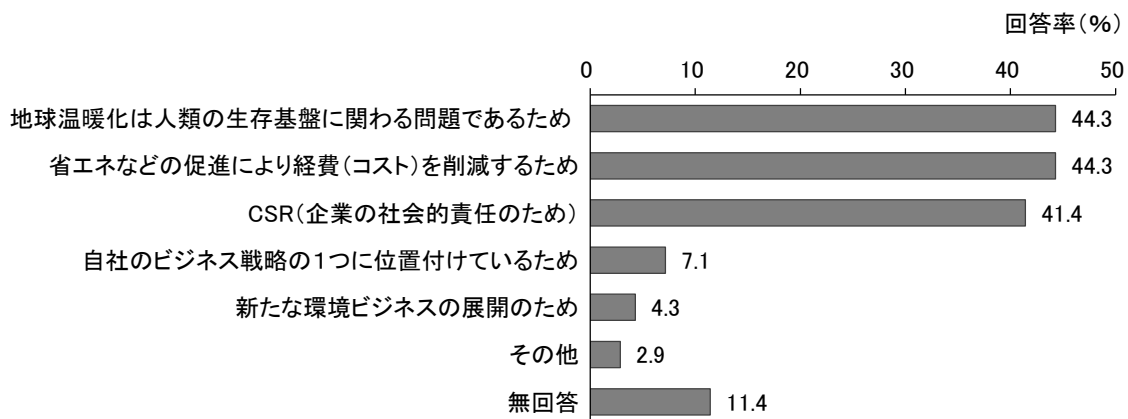
(8) 省エネ・再エネ設備や自動車の導入状況【市民・事業者】



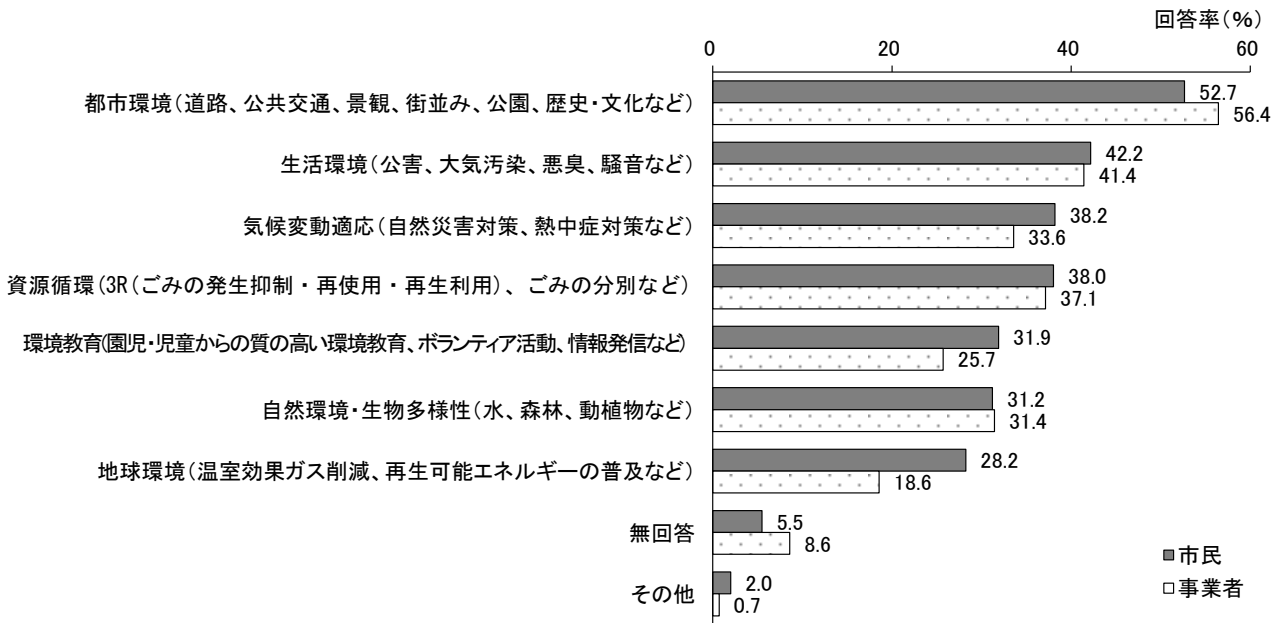
(9) 気候変動への適応策（市民）・気候変動による影響（事業者）



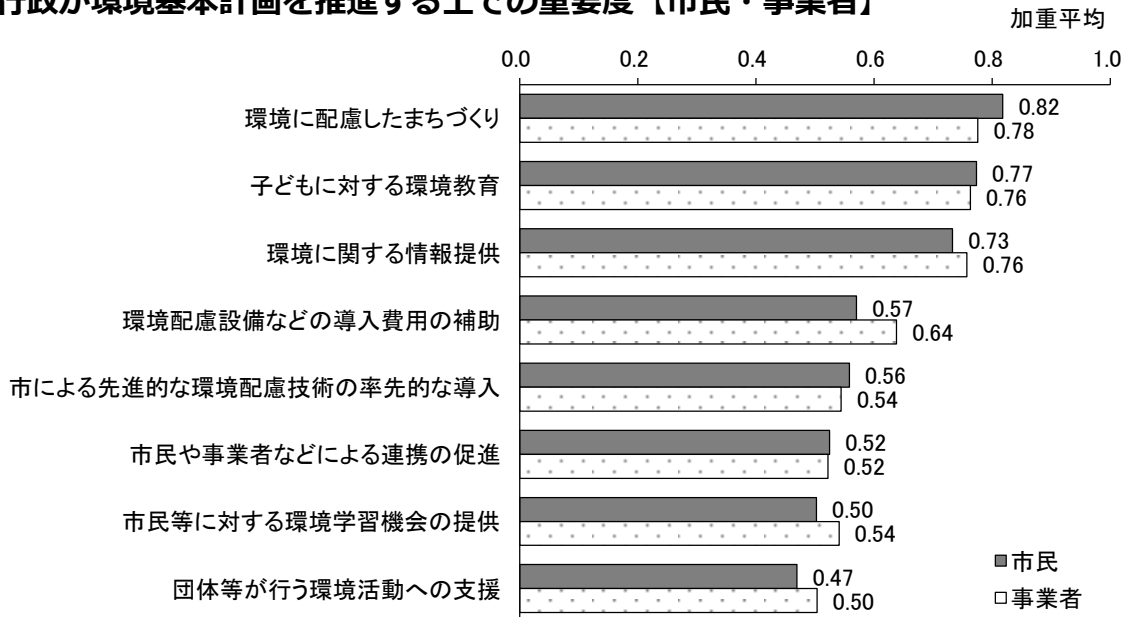
(10) 取組の動機【事業者】



(11) 行政に期待する環境の分野【市民・事業者】

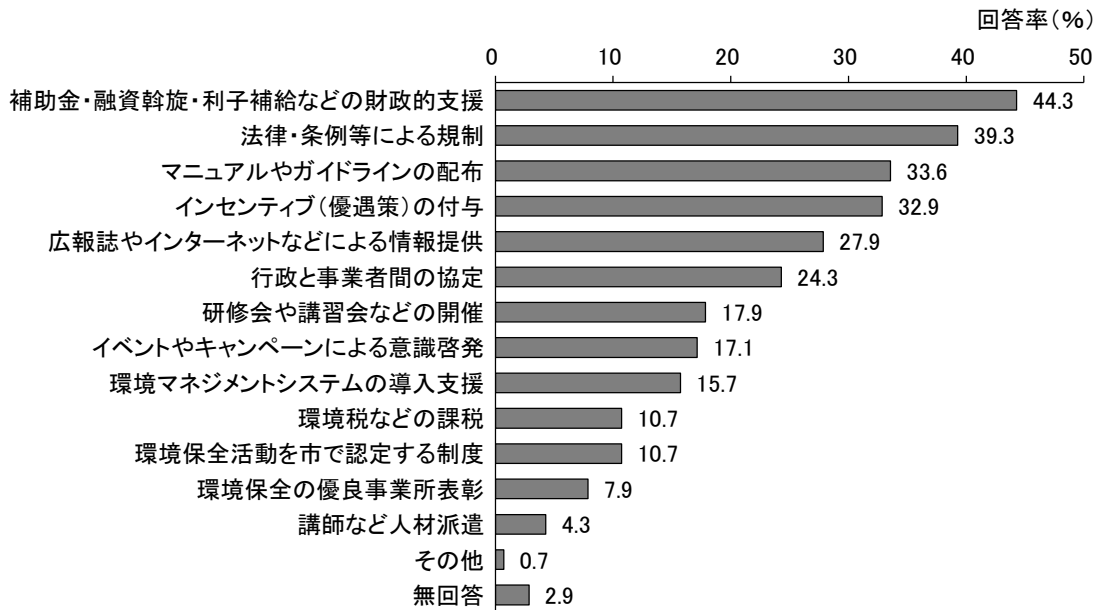


(12) 行政が環境基本計画を推進する上での重要度【市民・事業者】

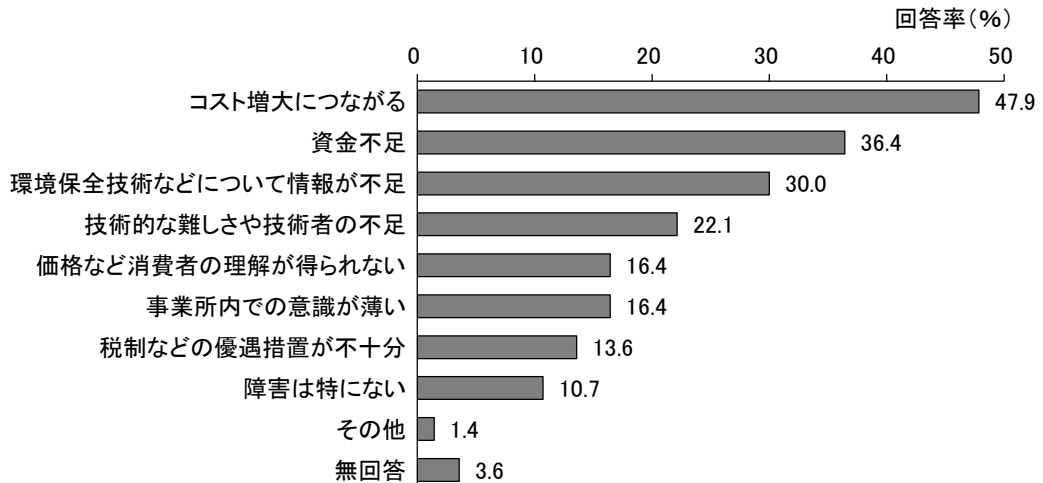


注) 加重平均(「重要」(1点)、「やや重要」(0.5点)、「どちらとも言えない」(0点)、「やや重要ではない」(-0.5点)、「重要ではない」(-1点))によって満足度を算出。

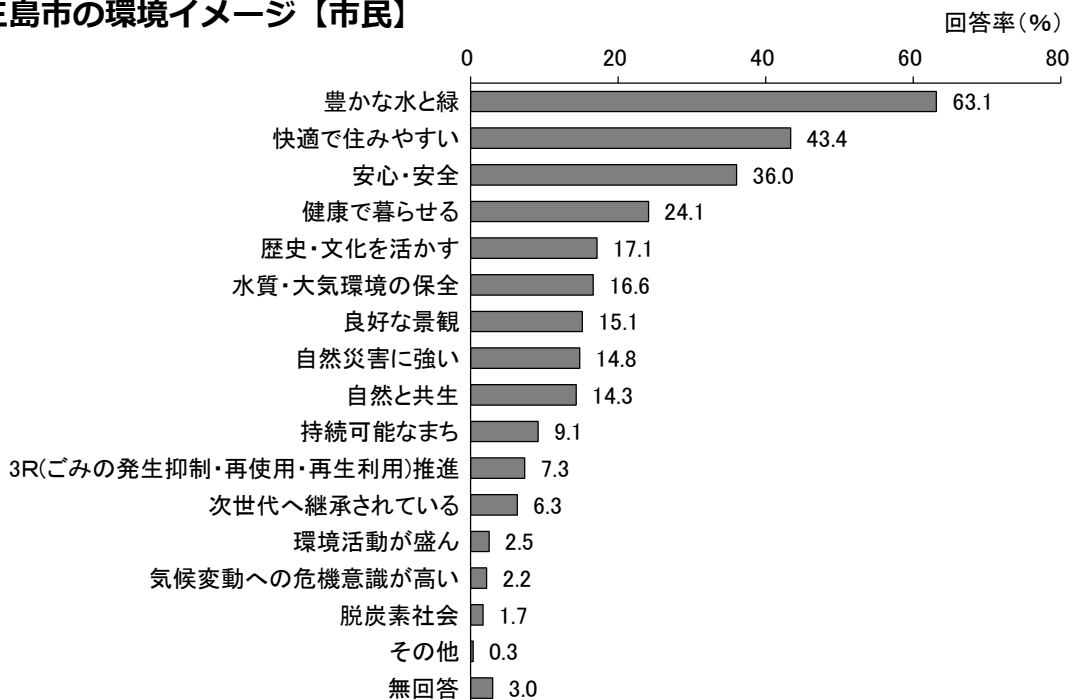
(13) 効果的な政策手法【事業者】



(14) 環境保全の取組の障害【事業者】



(15) 三島市の環境イメージ【市民】



7 | 参考資料



(1) 削減見込量の算定①

部門	取組	指標 (根拠が A のもの)	現状	2031 年度		根拠	
				指標	削減量 (千 t-CO ₂)		
産業	太陽光発電の導入	製造業への導入	太陽光発電導入率	10.0%	15.0%	0.1	A
		建設業・鉱業への導入	太陽光発電導入率	12.5%	18.0%	0.2	A
		農林水産業への導入	太陽光発電導入率	0.0%	5.0%	0.3	A
	産業用高効率空調機(ヒートポンプ)	製造業への導入	ヒートポンプ導入率	20.0%	23.0%	3.6	A
		建設業・鉱業への導入	ヒートポンプ導入率	6.3%	19.0%	13.3	A
	ESCO 事業による省エネ技術の導入	製造業への導入	ESCO 事業導入率	5.3%	8.0%	0.5	A
		建設業・鉱業への導入	ESCO 事業導入率	25.0%	27.0%	0.0	A
	その他の省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	【業種横断】産業用照明の導入、低炭素工業炉の導入、産業用モータ・インバータの導入、高性能ボイラーの導入	—	—	—	9.3	B
		【鉄鋼業】主な電力需要設備効率の改善、発電効率の改善(自家発)、省エネルギー設備の増強	—	—	—	0.1	B
		【パルプ・紙・紙加工品製造業】高効率古紙パルプ製造技術の導入	—	—	—	0.0	B
		【建設施工・特殊自動車分野】ハイブリッド建機等の導入、燃費基準達成建設機械の普及	—	—	—	0.5	B
		【施設園芸・農業機械・漁業分野】施設園芸における省エネルギー設備の導入、省エネルギー農機の導入	—	—	—	0.4	B
	燃料転換の推進	燃料転換の推進	—	—	—	0.9	B
	FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	—	—	—	0.8	B
	電気事業者の取組による CO ₂ 排出係数の改善	製造業への波及	電力排出係数	0.475 kg/kWh	0.250 kg/kWh	40.3	B
建設業・鉱業への波及		0.8				B	
農林水産業への波及		0.0				B	
太陽光発電の導入	戸建住宅への導入	太陽光発電導入率	20.3%	23.5%	2.6	B	
	集合住宅への導入	太陽光発電導入率	4.7%	9.0%	0.8	A	
太陽熱温水器の導入	戸建住宅への導入	太陽熱温水器導入率	8.6%	10.0%	0.1	A	
ソーラーシステムの導入	戸建住宅への導入	ソーラーシステム導入率	6.8%	10.0%	0.6	A	
高効率給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器導入率	25.4%	29.0%	1.0	A	
	潜熱回収型給湯器の導入	潜熱回収型給湯器導入率	10.7%	13.0%	0.1	A	
家庭用コージェネレーションの導入	燃料電池コージェネレーションシステムの導入	燃料電池コージェネレーションシステム導入率	2.5%	4.0%	1.1	A	
	ガスコージェネレーションシステムの導入	ガスコージェネレーションシステム導入率	2.3%	5.0%	0.0	A	
計画・制御システムの導入	HEMS、スマートメーター、省エネナビなどの導入	HEMS など導入率	3.8%	7.0%	0.1	A	
高効率照明の導入 省エネルギー行動の実践	LED 照明への切り替え	LED 導入率	71.5%	85.0%	0.7	A	
	省エネルギー行動の実践	省エネルギー行動の実践率	70.6%	73.3%	0.3	A	
住宅の省エネルギー化	住宅の省エネルギー化(新築)、住宅の省エネルギー化(改修)	—	—	—	5.4	B	

(1) 削減見込量の算定②

部門	取組		指標 (根拠が A のもの)	現状	2031 年度		根拠
					指標	削減量 (千 t-CO ₂)	
家庭	脱炭素型ライフスタイルへの転換	クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進、家庭エコ診断、カーシェアリング	—	—	—	1.6	B
	電気事業者の取組による CO ₂ 排出係数の改善		電力排出係数	0.475 kg/kWh	0.250 kg/kWh	50.3	B
業務その他部門	太陽光発電の導入	業務施設（市の施設を除く）	太陽光発電導入率	6.1%	12.0%	1.9	A
	太陽熱温水器、ソーラーシステムの導入		太陽熱温水器・ソーラーシステムの導入率	1.0%	7.0%	0.3	A
	高効率給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器導入率	6.1%	11.0%	1.5	A
		潜熱回収型給湯器の導入	潜熱回収型給湯器導入率	3.1%	8.0%	1.5	A
	業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入		業務用燃料電池コージェネレーションシステム導入率	0.0%	5.0%	0.3	A
	ESCO 事業による省エネ技術の導入		ESCO 事業導入率	4.1%	8.0%	0.5	A
	市の事務事業における省エネルギー行動の実践		市の事務事業による温室効果ガス排出量の削減率	0.0%	14.9% (2013年度比46.0%)	2.0	B
	計画・制御システムの導入	BEMS の導入	BEMS など導入率	3.1%	8.0%	0.5	A
	建築物の省エネルギー化	建築物の省エネルギー化（改修）	—	—	—	2.2	B
	上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入	下水道における省エネルギー・創エネルギー対策の推進、水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等	—	—	—	0.9	B
	廃棄物処理における取組	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	—	—	—	0.0	B
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進	—	—	—	4.8	B
	電気事業者の取組による CO ₂ 排出係数の改善		電力排出係数	0.475 kg/kWh	0.250 kg/kWh	25.6	A
運輸部門	クリーンエネルギー自動車の導入	電気自動車（EV）の導入	電気自動車導入率	0.1%	5.0%	5.0	D
		プラグインハイブリッド自動車（PHV）の導入	プラグインハイブリッド自動車導入率	0.1%	5.0%	5.0	D
		ハイブリッド自動車（HV）の導入	ハイブリッド自動車導入率	7.7%	12.0%	4.2	D
		燃料電池自動車（FCV）の導入	燃料電池自動車導入率	0.0%	0.1%	0.1	D
	エコドライブの実践	エコドライブ関連装置の導入	エコドライブ関連装置導入率	0.0%	5.0%	0.1	A
		エコドライブの実践	エコドライブ実践率	66.7%	68.0%	0.2	A
	公共交通機関の利用促進	公共交通機関の積極的な利用	公共交通機関を利用している人の割合	41.4%	46.0%	0.4	A
		自転車の利用促進	—	—	—	0.2	B
	テレワークの実践		テレワーク実践率	21.8%	44.0%	0.5	A
	道路交通流対策（道路交通流対策等の推進）	道路交通流対策等の推進、LED 道路照明の整備促進、交通安全施設の整備（信号灯器の LED 化の推進）	—	—	—	1.6	B
	鉄道分野の脱炭素化	鉄道分野の脱炭素化の促進	—	—	—	1.4	B
トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	—	—	—	3.2	B	

(1) 削減見込量の算定③

部門	取組		指標 (根拠が A のもの)	現状	2031 年度		根拠
					指標	削減量 (千 t-CO ₂)	
廃棄物処理	廃プラスチックなどの削減	廃プラスチック焼却量の削減	一般廃棄物処理焼却量の削減率 (2017 年度比)	0.0%	-25.6%	1.5	E
			ごみ質に占める廃プラスチック割合 (目標)	23.4%	20.0%		E
			燃やすごみに含まれる水分 (目標)	44.0%	49.6%		E
農業	農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策	農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策、施肥に伴う一酸化二窒素削減	—	—	—	0.1	B
	みどりの食料システム戦略 (農林水産省) の推進	化学農薬の使用量削減、有機農業の拡大など、みどりの食料システム戦略の推進	—	—	—	3.2	F
代替フロン類	業務用冷凍空調機器への対策	使用時におけるフロン類の漏えい防止	—	—	—	13.2	B
		廃棄時等のフロン類の回収の促進	—	—	—	10.4	B
	廃家庭用エアコンのフロン類の回収・適正処理	産業界の自主的な取組の推進	—	—	—	0.7	B
森林吸収等	森林による CO ₂ 吸収	森林管理の継続	森林面積	2,219.7 ha	2,212.7 ha	10.1	G
	農地土壌による CO ₂ 吸収	農地土壌炭素吸収源対策	—	—	—	0.1	B
	都市緑化による CO ₂ 吸収	都市緑化等の推進	—	—	—	0.0	B
合計						239.5	

注) 端数処理の関係上、削減見込量の和が合計値と合わない場合がある。

根拠一覧

A	「第3次三島市環境基本計画に関するアンケート調査」を基本として設定
B	国の「地球温暖化対策計画」の削減見込量を代表指標により按分して三島市分を設定
C	東京電力エナジーパートナーの電力排出係数の推移から推計して設定
D	「次世代自動車戦略 2010」及び「静岡県自動車保有台数」の近年の動向を基本として設定
E	「三島市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編)」を基本として設定
F	国の「みどりの食料システム戦略」を基本として設定
G	今後も市内の森林整備が継続的に実施されるものとして設定

(2) 適応計画の分野・項目の選定

国の「気候変動適応計画」では、「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7つの分野について、影響評価の結果を整理しています。また、既存文献や気候変動及びその影響の予測結果などを活用して、「重大性」「緊急性」「確信度」の観点から評価を行っています。本実行・適応計画では、以下の基準により選定した分野・項目について適応策を検討します。

【本実行・適応計画での選定基準】

選定基準 A：国の適応計画で示される分野・項目のうち、「重大性」が特に大きく（◎）、「緊急性」及び「確信度」が高い（◎）と評価された項目
 選定基準 B：本市の地域特性から選定する項目

国の「気候変動適応計画」で示されている7分野及びその項目（1）

分野	国の適応計画で示されている項目					選定基準	
	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度		
農業・林業・水産業	農業	水稻	◎	◎	◎	A	
		園芸作物（野菜等）	◇	◎	△	B	
		果樹	◎	◎	◎	A	
		土地利用型作物（麦、大豆、飼料作物等）	◎	△	△	B	
		畜産	◎	◎	△	B	
		病害虫・雑草・動物感染症	◎	◎	◎	A	
		農業生産基盤	◎	◎	◎	A	
		食料需給	◇	△	◎		
	林業	山地災害、治山・林道施設	土石流・地すべり等	◎	◎	△	B
			水供給（地表水）	◎	◎	△	B
		人工林	木材生産（人工林等）	◎	◎	△	B
			人工林	◎	△	△	B
		天然林	自然林・二次林	◎	△	◎	B
		病害虫		未記載	未記載	未記載	B
	その他	特用林産物	特用林産物（きのこ類等）	◎	◎	△	
		地球温暖化予測研究、技術開発		未記載	未記載	未記載	
	農林水産業従事者の	熱中症	熱中症	◎	◎	◎	
		鳥獣害	野生鳥獣による影響（生態系への影響）	◎	◎	-	B
			分布・個体群の変動	◎	◎	◎	A
		世界食糧需給予測		未記載	未記載	未記載	
水環境・水資源		水環境	湖沼・ダム湖	◎	△	△	
	河川		◇	△	□	B	
	水資源	水供給（地表水）	◎	◎	◎	A	
		水供給（地下水）	◎	△	△	B	
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	生態系への影響	◎/◇	◎	◎	
		里地・里山生態系	生態系への影響	◇	◎	□	
		人工林	生態系への影響	◎	◎	△	
		野生鳥獣による影響	生態系への影響	◎	◎	□	
		物質収支	生態系への影響	◎	△	△	

注) 重大性 ◎：特に重大な影響が認められる ◇：影響が認められる -：現状では評価できない

緊急性 ◎：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない

確信度 ◎：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない

【資料：気候変動適応計画、気候変動影響評価報告書総説】

国の「気候変動適応計画」で示されている7分野及びその項目(2)

国の適応計画で示されている項目							選定 基準
分野	大項目		小項目	重大性	緊急性	確信度	
自然 生態系	淡水 生態系	湖沼	生態系への影響	◎	△	□	
		河川	生態系への影響	◎	△	□	
		湿原	生態系への影響	◎	△	□	
	生物季節		生態系への影響	◇	◎	◎	
	分布・個体群 の変動	在来種	生態系への影響	◎	◎	◎	A
外来種		生態系への影響	◎	◎	△	B	
自然災害 ・沿岸域	水害		洪水	◎	◎	◎	A
			内水	◎	◎	◎	A
	土砂災害		土石流・地すべり等	◎	◎	◎	A
	その他(強風等)		強風等	◎	◎	△	B
健康	暑熱		死亡リスク	◎	◎	◎	A
			熱中症	◎	◎	◎	A
			節足動物媒介感染症	◎	◎	△	B
	感染症		水系・食品媒介性感染症	◇	△	△	
			その他の感染症	◇	□	□	
			その他		温暖化と大気汚染の複合影響	◇	△
			脆弱集団への影響	◎	◎	△	
		その他の健康影響	◇	△	△		
産業・ 経済活動	産業・経済活動		製造業	◇	□	□	B
			エネルギー需給	◇	□	△	B
			商業	◇	□	□	
			建設業	◎	◎	□	
			医療	◇	△	□	
	金融・保険		金融・保険	◎	△	△	B
	観光業		観光業	◇	△	◎	B
	その他の影響		海外影響	◇	□	△	
国民生活 都市生活	インフラ、ライフライン		水道、交通等	◎	◎	◎	A
	文化・歴史		生物季節	◇	◎	◎	
			伝統行事、地場産業	-	◎	△	
	その他		暑熱による生活への影響	◎	◎	◎	A

注) 重大性 ◎：特に重大な影響が認められる ◇：影響が認められる -：現状では評価できない

緊急性 ◎：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない

確信度 ◎：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない

【資料：気候変動適応計画、気候変動影響評価報告書総説】

(3) 絶滅の可能性のある生物リスト

カテゴリー	基本概念	本市で確認されている種		
		植物	動物	
絶滅(EX)	本県で既に絶滅したと考えられる種		スジグロチャバネセセリ、シルビアシジミ	
野生絶滅(EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種			
絶滅危惧I類	絶滅の危機に瀕している種			
	IA類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの	デンジソウ、ヒロハノアマナ、カワラノギク、ヤマタバコ	ホトケドジョウ、ミナミメダカ：CR/★、オオイトトンボ、キトンボ
	IB類(EN)	IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	ナガサキシダ、マヤラン、オオハクウンラン、オキナグサ、トキワマンサク、ヒナノキンチャク、ヒトツバハギ、タチバナ、コタヌキモ、カイジンドウ、キセワタ、アズマギク、ヒメヒゴタイ、コウリンカ	ヨシゴイ、ミソゴイ、ササゴイ、コアジサシ、コノハズク、ヤマセミ、サンショウクイ、ニホンウナギ、キイロサナエ、トラフトンボ、ウラナミジャノメ
絶滅危惧II類(VU)	絶滅の危険が増大している種	ミズニラ、マツバラ、オオアカウキクサ、サンショウモ、タキミシダ、ハチジョウシダモドキ、タニヘゴ、アマギカンアオイ、ズソウカンアオイ、ヒンジモ、アギナシ、スブタ、トリゲモ、イトモ、ナギラン、クマガイソウ、イチヨウラン、フウラン、ミスチドリ、キバナノショウキラン、イトデンツキ、ミヤマジュズスゲ、ホソバヒカゲスゲ、ハコネシロカネソウ、ミスミソウ、ミシマバイカモ、フッキソウ、ハコネグミ、クロツバラ、キスミレ、ノウルシ、オオヤマツツジ、オオアブノメ、タヌキモ、ムラサキミミカキグサ、ヤマジソ、イズコゴメグサ、キキョウ、フジバカマ、ヤナギタンポポ、タカサゴソウ、アキノハコグサ、ミシマサイコ	ウズラ、ヒクイナ、ヨタカ、ハチクマ、ハイトカ、サシバ、アオバズク、アカショウビン、ハヤブサ、コシアカツバメ、コサメビタキ、ハコネサンショウウオ、アマゴ：VU/★、カマキリ、カジカ、ウツセミカジカ、モートンイトトンボ、ウラナミアカシジミ、クロシジミ	
準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種	オトメアオイ、シラン、エビネ、キンラン、タシロラン、クロヤツシロラン、ミクリ、ナガエミクリ、ヤマシヤクヤク、サンショウバラ、サクラガンピ、アマギツツジ、アオホオズキ、イヌノフグリ、ミソコウジュ、タテヤマギク、イズノハコ	カワネズミ、コキクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ、ムササビ、カヤネズミ、ヤマドリ、クイナ、イカルチドリ、オオタカ、フクロウ、アリスイ、サンコウチョウ、ニホンイシガメ、アカハライモリ、タゴガエル、トノサマガエル、ツチガエル、モリアオガエル、カジカガエル、ホソミオツネトンボ、オツネトンボ、アオハダトンボ、ネアカヨシヤンマ、カトリヤンマ、ヨツボシトンボ、ウラギンスジヒョウモン、クモガタヒョウモン、ホシミスジ、コシロシタバ、コウベツブゲンゴロウ、コガムシ、ガムシ、モノアラガイ、ナガオカモノアラガイ	
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種	ウミヒルモ、ミスタカモジ、イワレンゲ、モミジカラスウリ	ヒナコウモリ、ヤマシギ、ニホンスッポン、シロマダラ、ドジョウ	
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	地域的に孤立している地域個体群で絶滅のおそれが高いもの			
要注目種	本県独自のカテゴリー			
現状不明(N-I)	現状が不明な種	エソメシダ、センニンモ、シロバナショウジョウバカマ、モメンツル、トネリコ、ハルノタムラソウ	ヤマトモンシデムシ	
分布上注目種(N-II)	絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される種	モクレイシ	オオジシギ、ノビタキ、オカダトカゲ、ヒガシシマドジョウ、ギンイチモンジセセリ、オオチャバネセセリ	
部会注目種(N-III)	その他各部会で注目すべきと判断した種	ハマハナヤスリ、ツクシイワヘゴ、アオネカズラ、ミズオオバコ、アマナ、ギンラン、アケボノシュスラン、アオフタバラン、コキンバイザサ、イチリンソウ、ツゲ、フサモ、イワウメヅル、ホソバハマアカザ、イナモリソウ、ヒキヨモギ、ノニガナ、オナモミ	ニホンリス、ゴイサギ、ミサゴ、ニホンヤモリ、アズマヒキガエル、ヒメジャノメ、サトキマダラヒカゲ、ヘイケボタル	
合計		107種	91種	

注1) カテゴリー区分は、静岡県版レッドリストの区分に従った。

注2) 魚類は静岡県レッドリスト淡水魚類別表の東部地域(富士川本支川(沼川を除く)より東、旧大仁町及び狩野川放水路より北、熱海市より西の地域)のカテゴリー区分に従った。「/★」は天然分布区域への移入ありのもの。

(4) 生態系被害防止外来種（特定外来生物を含む）リスト

分類	種名（太字及び★は特定外来生物）	
植物（87種）	コンテリクラマゴケ、 ポタンウキクサ★ 、オオカナダモ、コカナダモ、ヒメヒオウギズイセン、キショウブ、ハナニラ、アツバキミガヨラン、ノハカタカラクサ、ホテイアオイ、ハナシクシャ、シュロガヤツリ、メリケンガヤツリ、コヌカグサ、メリケンカルカヤ、ハルガヤ、シロガネヨシ、カモガヤ、シナダレスズメガヤ、オニウシノケグサ、ネズミムギ、ホソムギ、ボウムギ、オオクサキビ、シマズメノヒエ、キシウスズメノヒエ、チクゴスズメノヒエ、アメリカスズメノヒエ、オオアワガエリ、モウソウチク、ハチク、マダケ、セイバンモロコシ、ナギナタガヤ、アツミゲシ、ヒイラギナンテン、イタチハギ、アレチヌスビトハギ、ハリエンジュ、ナヨクサフジ、ビワ、トキワサンザシ、カザンデマリ、 アレチウリ★ 、オオキバナカタバミ、コマツヨイグサ、ニワウルシ、オランダガラシ、シャクチリソバ、ヒメツルソバ、ヒメスイバ、ナガバギシギシ、エゾノギシギシ、ムシトリナデシコ、マンテマ、キウイフルーツ、オオフタバムグラ、ツルニチニチソウ、アメリカネナシカズラ、アメリカアサガオ、マルバアメリカアサガオ、ホシアサガオ、ヨウシュチョウセンアサガオ、トウネズミモチ、イケノミズハコベ、 オオカワヂシャ★ 、フサフジツツギ、シチヘンゲ、ヤナギハナガサ、アレチハナガサ、ダキバアレチハナガサ、マルバフジバカマ、オオブタクサ、アメリカセンダングサ、 オオキンケイギク★ 、ハルシャギク、ヒメジョオン、ペラペラヨメナ、ケナシヒメムカシヨモギ、フランスギク、アラゲハンゴンソウ、セイタカアワダチソウ、オオアワダチソウ、アカミタンポポ、セイヨウタンポポ、オオオナモミ、ウチワゼニクサ 全87種	
動物（21種）	哺乳類（4種）	タイワンリス★ 、ドブネズミ、ハツカネズミ、ハクビシン
	鳥類（2種）	ガビチョウ★ 、 ソウシチョウ★
	両生類（2種）	ミシシippアカミミガメ、 カミツキガメ★
	爬虫類（1種）	ウシガエル★
	魚類（8種）	タイリクバラタナゴ、ギギ、ブラウントラウト、カワマス、ニジマス、グッピー、 ブルーギル★ 、 オオクチバス★
	昆虫類（0種）	（なし）
	底生動物（4種）	コモチカワツボ、ハブタエモノアラガイ、フロリダマミズヨコエビ、アメリカザリガニ

生態系被害防止外来種とは？

外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とした、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に掲載されている外来種のことをいいます。リストには、計 429 種類（動物 229 種類、植物 200 種類）が掲載されています。

リストには次のようなものが掲載されています。

- 侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがある外来種を選定
- 外来生物法に基づく規制の対象となる特定外来生物・未判定外来生物に加えて、規制対象以外の外来種も幅広く選定
- 国外由来の外来種だけでなく、国内由来の外来種も対象

「外来生物法」に基づいて輸入や飼育・栽培、運搬などが規制される特定外来生物も全て含まれています。それら以外の掲載種については外来生物法の規制はありませんが、生態系等への被害を及ぼすおそれがあるため、「入れない、捨てない、拡げない」の「外来種被害予防三原則」の遵守など、取扱いには注意が必要です。


【資料：環境省パンフレット・生態系被害防止外来種リスト】

外来種被害予防三原則

1

入れない


悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。



2

捨てない


飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」（逃がさない・放さない・逸出させない）。



3

拡げない

既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」（増やさない）。



8 | 用語解説



●ア行

■アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。耐熱・対磨耗性にすぐれているため、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、1989（平成元）年に大気汚染防止法に基づく「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

■一般廃棄物

日常生活や事業活動から発生する廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。

■雨水浸透・貯留施設

雨水貯留施設には屋根に降った雨水を地下に浸透させる「雨水浸透マス」、雨水を貯めて、庭木や花への散水、防火用水などに利用する「雨水貯留施設」などがある。

■エコアクション 21

環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、中小事業者などでも容易に取り組めるようにした環境マネジメントシステム。環境省（旧環境庁）が策定し、財団法人地球環境戦略研究持続センターが2004（平成16）年10月より「エコアクション21 認証・登録制度」を実施している。

■エコツーリズム

地域の自然や文化への理解を深め、その保全とゆとりある活用により、観光と産業を持続的に発展させる運動。

■エコドライブ

アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検など、二酸化炭素の排出削減のための運転技術のこと。

■エコライフみしま

地域の環境情報や環境活動などを広く市民に紹介することを目的とした、市民がつくる市民のための地域環境情報誌。市民環境大学の卒業生など、有志により年2回発行されている。2003（平成15）年4月15日創刊。

■エコリーダー

三島市民環境大学（主催：三島市・日本大学国際関係学部）を卒業し、所定の出席回数、規定のレポートを提出した受講生で、環境活動の普及、推進に先導的な役割を担う意欲のある人をエコリーダーと呼んでいる。

■エシカル消費

地球環境や社会貢献などに配慮した物やサービスを積極的に消費する行動。エコ消費、ロハス、フェアトレード、地産地消などを包括する用語である。

■温室効果ガス

地表から放射される赤外線を吸収し、地球全体を暖める原因となる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンな

どのガスのこと。近年、温室効果ガスの増加によって発生する地球温暖化が懸念されている。

●カ行

■海洋プラスチックごみ

海洋を漂うプラスチックごみのこと。その中でも長期間かけて細かくなり、直径5mm以下になったプラスチックをマイクロプラスチックという。プラスチックは自然環境においてほとんど分解されないため、海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されている。

■外来種（外来生物）

もともとその地域に分布せず、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物のこと。外来生物ともよばれ、生態系や経済に重大な影響を与えることがある。

■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質を大幅に削減できる。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有効な方法となっている。

■環境基準

環境基本法で「大気の大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

■環境基本法

1993（平成5）年11月に施行された、我が国の環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、従来、個別に行われていた公害対策や自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民などの社会を構成する全ての主体の参加による取組が不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

■環境への負荷

人の活動により、環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるものをいう。工場・家庭からの排水やごみ、自動車の排気ガス、自然を破壊する原因となるものや、二酸化炭素のように蓄積した結果、支障を生ずる可能性のあるものも含まれる。

■外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）

環境中にあり、動物の生体内に取り込まれると、正常なホルモンの働きを阻害して、内分泌を攪乱させる作用を持つ化学物質をいう。ダイオキシン類、PCB、有機スズ化合物などがある。

■環境マネジメントシステム（EMS）

事業者や団体などの組織が、環境保全対策を自主的に進

めるために構築する仕組みをいう。①環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して方針などを見直す一連の手続を実施し、さらにこの手順を繰り返すことによって取組を高め、ていこうとするもの。

■ 間伐材

主な木の生育を助けたり、採光を良くしたりするために、適当な間隔で木を伐採することで、森林の健康を守ることを間伐と呼び、伐採された材木を間伐材という。2001（平成13）年4月に施行された「グリーン購入法」で間伐材が環境物品として位置付けられており、間伐材の利用促進と同時に森林の保全が期待されている。

■ 緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減や二酸化炭素の吸収源の増加を図る取組。

■ 気候変動枠組条約

正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」。地球温暖化対策に関する取組を国際的に協調して行うため1992（平成4）年5月に採択され、1994（平成6）年3月に発効した。

■ 建設リサイクル法

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、2002（平成14）年5月に完全施行された。建築物の分別解体と特定資材のリサイクル（困難な場合は縮減）を、一定規模以上の新築工事などの受注者に義務付けている。建設発生木材、コンクリート塊、アスファルトなどが対象である。

■ 建築物省エネ法

正式名称は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」で、2015（平成27）年7月に制定された。建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置が講じられた。

■ 耕作放棄地

以前は耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地のこと。

■ 広葉樹

細い葉を持つ針葉樹に対し、広い葉を持つ樹木のこと。日本ではブナ、カエデ、ミズナラ、コナラなどの落葉広葉樹、タブノキ、スダジイ、アカガシなどの常緑広葉樹が分布する。

■ コミュニティバス

通常の路線バスではカバーしにくいような地域やルートの公共交通需要に対応するために、自治体の支援を受けて導入されるバスサービスをいう。

■ コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるようなまちづくりと連携した公

共交通ネットワークの構築をするまちづくりの考え方。

● サ行

■ 再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

■ 里地里山

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念であり、生物多様性の面でも重要な役割を果たしている。近年、過疎化や開発が進み、質の低下や消失が見られる。このため、生物多様性国家戦略では里地里山の危機を位置付け、重点的に取り組むこととしている。

■ 静岡県建築物環境配慮制度

「静岡県地球温暖化防止条例」に基づき、建築物における地球温暖化や、その他の環境への負荷の低減を図ることを目的として、一定規模以上の建築物を建築等する場合に「建築物環境配慮計画書」を提出する制度。評価ツールとして「CASBEE 静岡」が使われている。

■ 静岡県版レッドデータブック

静岡県内における絶滅の可能性のある生物について、生態・分布などをまとめたもの。2004（平成16）年3月に公表された後に改訂され、「まもりたい静岡県の野生生物―静岡県レッドデータブック―〈動物編〉〈植物・菌類編〉」が2019（平成31）年3月、2020（令和2）年3月に発行された。

■ 次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車など、二酸化炭素の排出が少ない、又は全く排出しない、あるいは燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車をいう。

■ 自然共生

森林、湿原、草原などの豊かで多様な自然の保全・再生、自然とのふれあいの場や機会の確保などにより、自然の恵みを受継承していくこと。

■ 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。製品が廃棄物となることを抑制するとともに、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。

■ 新エネルギー

技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なものとされている。太陽光発電や風力発電、バイオマスなどがある。

■ 振動

工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させて物的被害を与えたり、日常生活に影響を与えることにより問題にされる振動をいう。

■ 針葉樹

広い葉を持つ広葉樹に対し、細い針状の葉をもつ樹木のこと。代表的なものにスギ、ヒノキ、クロマツなどがある。

■ 森林の持つ公益的機能

森林の機能を総称した呼び方で、森林の持つ多面的機能とも呼ばれる。水源かん養機能、土砂災害防止機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能などがある。

■ 水源かん養

雨水を地表及び地中に一時的に蓄え、河川や地下水などの水源が枯渇しないようにする機能をいう。

■ スマートムーブ

日常生活においてマイカーを中心としている移動手段を見直し、二酸化炭素排出量の削減を目指す取組。身近な生活における移動について見直すことで、環境への負荷を減らすと同時に、効率的な移動計画や、気軽な運動習慣を生活に取り入れることに役立つとして推奨されている。

■ 生物多様性

種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含んだ概念。健全な自然環境が維持されるためには、生物の多様性を確保することが不可欠である。

■ ゼロ・カーボンドライブ

太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力と、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車を活用した、走行時に排出する二酸化炭素をゼロにするドライブのこと。

● 夕行

■ ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一つ。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニールの3物質がダイオキシン類として定義されている。廃棄物の焼却などに伴って発生する。

■ 地球温暖化

大気中の温室効果ガスの濃度が人間活動により上昇し、温室効果が高まることにより、地球の気温が上がる現象をいう。このまま推移すれば、気温上昇に伴い海面も上昇すると予測され、異常気象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。

■ 地産地消

地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物などをその地域で消費すること。安全安心な農産物の提供・購入、地域農業の活性化、農産物の輸送に伴うエネルギー消費量の削減などのメリットがある。

■ 適応策

既に現れている、あるいは今後生じる地球温暖化の影響

に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組。

● ナ行

■ ナラ枯れ

カシノナガキクイムシが樹体内にナラ菌をもち込むことによりナラ・カシ類が枯死する現象。

■ 熱中症警戒アラート

熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、国民が熱中症予防行動をとれるように促すための情報。2021（令和3）年4月から全国を対象に運用を開始した。

■ 燃料電池

水素と酸素を化学反応させて、直接、電気を発電する装置。燃料となる水素は、天然ガスやメタノールを改質してつくるのが一般的である。酸素は大気中から取り入れる。また、発電と同時に発生する熱も生かすことができる。

● ハ行

■ バイオマス

太陽エネルギーが植物の光合成によって生体内に固定、蓄積されたもので、生物の体やふん尿などを意味する。バイオマスには、炭素や水素が含まれるため、燃やせばエネルギー源となる。

■ ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

■ フェアトレード

発展途上国の農産物や雑貨などを、適正な価格で継続的に輸入・消費する取組。低賃金労働を強いられる傾向のある途上国で雇用を創出し、途上国の貧困解消や経済的自立を促すねらいがある。

■ フォッサマグナ地域

本州中央部、中部地方から関東地方にかけての地域を縦断位置し、古い地層に挟まれて新しい地質が分布するU字状の窪地をフォッサマグナと呼ぶ。フォッサマグナの南半部は、固有の植物が数多く分布するなど植物地理学的に注目すべき地域であり、植物地理学においてこの地域をフォッサマグナ地域と呼ぶ。

■ 放射線

放射性元素の崩壊に伴い放出される粒子線あるいは電磁波のこと。主としてアルファ線、ベータ線、ガンマ線の3種のことを指しているが、また、それらと同じ程度のエネルギーを持つような粒子線や宇宙線も含めている。

● マ行

■ マイタイムライン

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風などの接近による大雨によって河川の水位が上昇す

る時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

■緑のカーテン

つる性の植物を窓辺の外に育成して真夏の日差しを緩和する。緑のカーテンの設置により、省エネルギーだけでなく、緑豊かな街並みの形成にも役立つ。

■ミックス古紙

本市では、新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック以外の紙類のことを「ミックス古紙」と呼び、2006（平成18）年4月から2回資源古紙回収日に回収している。ミックス古紙の分別によりごみの焼却量が減り、焼却施設の負担軽減や最終処分場の延命化を図ることができる。

●ラ行

■レジリエンス

本来の意味は弾力性・回復力・反発力であり、防災においては災害などのリスクに対する抵抗力や災害を乗り越える力を意味する。

●英数

■BEMS

照明、空調、給湯機器などのエネルギー機器に関して、その電力使用量の可視化や節電のための制御などを行うシステムのうち、ビル向けのエネルギー監視システムのこと。

■BOD

水中の有機物が、微生物によって酸化される時に必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。単位は mg/L で表され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

■COOL CHOICE

温室効果ガス排出量を削減するために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

■CSR

日本語では「企業の社会的責任」と一般的にいわれる。企業は社会的な存在であり、利潤や経済的効率だけを追求するのではないとする考え方。具体的な取組内容は様々であり、製品やサービスの安全と品質の確保だけでなく、環境保全活動や地域貢献など幅広い。

■ESCO 事業

ビルや工場の省エネ化に必要な技術、設備、人材、資金などを包括的に提供するサービス。省エネ効果を保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資、金利返済、経費などが、全て省エネルギーによる経費削減分で賄われるため、導入事業者における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分は全て顧客の利益となる。

■GAP

GAP（農業生産工程管理）とは、農業において食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことである。

■HEMS

照明、空調、給湯機器などのエネルギー機器に関して、その電力使用量の可視化や節電のための制御などを行うシステムのうち、家庭向けのエネルギー監視システムのこと。

■IPCC

「気候変動に関する政府間パネル」の略称であり、人為起源による気候変化・影響などに関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988（平成10）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。

■ISO14001

国際標準化機構（ISO）が1996（平成8）年に制定した環境マネジメントシステムの国際規格。環境に配慮し、環境負荷を継続的に減らすシステムを構築した組織に認証を与えている。

■LED

発光ダイオードとも呼ばれ、電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。白熱電球などと比較した場合、余計な発熱が少なく低電力で高輝度の発光が得られる。また、寿命も白熱電球に比べてかなり長い。

■MaaS

電車やバス、タクシーなど、全ての交通手段による移動を一つのサービスに統合し、ルート検索から支払いまで継ぎ目なく（シームレス）つなぐ概念。

■PRTR 法

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称で1999（平成11）年7月に制定された。有害性のある化学物質の環境への排出量及び移動量を登録して公表する仕組み。国が事業者の報告や推計に基づき、対象化学物質の大気、水、土壌への排出量や、廃棄物に含まれる形での移動量を集計・公表する。

■ZEB・ZEH

建物の外壁・屋根・床などの断熱性能の向上、高効率な設備システムの導入による大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支がゼロとすることを旨としたビル（ZEB）や住宅（ZEH）のこと。